

千葉県県有建物長寿命化計画 新旧対照表

修正案

第1章 計画の目的と対象の建物

1 はじめに  
 国は、インフラの老朽化が進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。これを受け、本県では、県有施設の総合的かつ計画的な管理に向けた長期的な方向性を示した、「千葉県公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を平成 28 年 2 月に策定（令和 5 年 3 月改定）したところです。  
 さらに、平成 29 年 11 月には、総合管理計画に基づき、庁舎、試験研究機関、県立学校、警察施設、公の施設（以下、「県有建物」という。）に係る個別施設計画として、「千葉県県有建物長寿命化計画」（以下、「本計画」という。）を策定（令和 5 年 3 月改定）しました。  
 今般、県有建物における防災機能の強化等を一層図るため、本計画の見直しを行いました。  
 なお、本計画の実施に当たっては、「千葉県行財政改革計画」との整合を図りながら取り組んでまいります。

3 計画対象の建物  
 県民又は職員が常時利用する延床面積が 200 m<sup>2</sup>以上の堅固な建物（鉄筋コンクリート造（RC）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）又は鉄骨造（S））を対象とします。

図表 1 本計画の対象建物の施設区分別の状況 [令和 6 年 3 月末時点]

施設区分	棟数	延床面積	面積割合
庁舎	320 棟 (352)	505,059 m <sup>2</sup> (521,095)	14.8 % (15.0) %
試験研究施設	93 棟 (118)	72,884 m <sup>2</sup> (73,908)	2.1 % (2.1) %
県立学校	1,119 棟 (1,141)	1,983,835 m <sup>2</sup> (1,997,588)	58.3 % (57.6) %
警察施設	190 棟 (216)	338,476 m <sup>2</sup> (348,268)	9.9 % (10.0) %
公の施設	129 棟 (147)	504,650 m <sup>2</sup> (529,039)	14.8 % (15.3) %
計 ① ②	1,851 棟 (1,974)	3,404,906 m <sup>2</sup> (3,469,898)	100.0 %
H26.3 からの縮減 ③=①-②	▲123 棟	▲64,992 m <sup>2</sup>	

※（ ）内は、平成 26 年 3 月末時点の数値。

現行

第1章 計画の目的と対象の建物

1 はじめに  
 国は、インフラの老朽化が進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。これを受け、本県では、県有施設の総合的かつ計画的な管理に向けた長期的な方向性を示した、「千葉県公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を平成 28 年 2 月に策定（令和 4 年 3 月改定）したところです。  
 さらに、平成 29 年 11 月には、総合管理計画に基づき、庁舎、試験研究機関、県立学校、警察施設、公の施設（以下、「県有建物」という。）に係る個別施設計画として、「千葉県県有建物長寿命化計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。本計画については、庁内の資産経営戦略会議を活用して5年ごとに見直すこととしており、今般、改定を行いました。  
 なお、本計画の実施に当たっては、「千葉県行財政改革計画」との整合を図りながら取り組んでまいります。

3 計画対象の建物  
 県民又は職員が常時利用する延床面積が 200 m<sup>2</sup>以上の堅固な建物（鉄筋コンクリート造（RC）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）又は鉄骨造（S））で、総合管理計画改定時の 1,871 棟を対象とします。

図表 1 本計画の対象建物の施設区分別の状況 [令和 3 年 3 月末現在]

施設区分	棟数	延床面積	面積割合
庁舎	333 棟 (352)	514,269 m <sup>2</sup> (521,095)	15.1 % (15.0) %
試験研究施設	95 棟 (118)	73,508 m <sup>2</sup> (73,908)	2.2 % (2.1) %
県立学校	1,116 棟 (1,141)	1,979,210 m <sup>2</sup> (1,997,588)	58.1 % (57.6) %
警察施設	199 棟 (216)	339,810 m <sup>2</sup> (348,268)	10.0 % (10.0) %
公の施設	128 棟 (147)	497,498 m <sup>2</sup> (529,039)	14.6 % (15.3) %
計 ① ②	1,871 棟 (1,974)	3,404,295 m <sup>2</sup> (3,469,898)	100.0 %
H26.3 からの縮減 ③=①-②	▲103 棟	▲65,603 m <sup>2</sup>	

※（ ）内は、平成 26 年 3 月末現在の数値。

修正案

図表2 本計画の対象建物の築年数別の状況 [令和6年3月末時点]

	築20年未満	築20～29年	築30～39年	築40～49年	築50年以上	計
棟数	84棟 (214)	163棟 (453)	425棟 (725)	690棟 (513)	489棟 (69)	1,851棟 (1,974)
割合	4.5% (10.8)	8.8% (23.0)	23.0% (36.7)	37.3% (26.0)	26.4% (3.5)	100.0%

※（）内は、平成26年3月末時点の数値。

築後30年以上の建物の割合  
R6.3:86.7%【約8割】  
(H26.3:66.2%【約7割】)

第2章 県有建物の現状と課題

1 県有建物の現況

(2) 耐震化の状況

「県有建築物の耐震化整備プログラム」によれば、令和7年4月1日時点で、耐震改修が未実施の県有建築物は31棟（公営企業を除く）となっています。

このうち、本計画により、整備方針が定まっている建物を除いた6棟について、対応方針を検討しております。

引き続き、本計画に基づき、大規模改修や建替えなどの建物整備に併せ、県有建物の耐震化を図っていきます。

図表4 対応方針が検討中になっている建物

部局	棟数(計6)	内 訳
知事部局	3	保健医療大学(体育館)、千葉リハビリテーションセンター(独身寮)、総合スポーツセンター(宿泊研修所)
教育庁	3	北総教育事務所(3)

また、消防庁の「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書」によれば、令和6年4月1日時点の本県の防災拠点となる庁舎90棟のうち、耐震済の建物は76棟となっており、耐震改修が未実施の建物は14棟です。

このうち、本計画により、整備方針が定まっている建物などを除く、総合スポーツセンター(宿泊研修所)1棟について、対応方針を検討しております。

図表5 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査

(消防庁調査、令和6年4月1日時点)

都道府県	全棟数	耐震化推進状況	
		耐震済棟数	耐震率
千葉県	90	76	84.4%

現 行

図表2 本計画の対象建物の築年数別の状況 [令和3年3月末現在]

	築20年未満	築20～29年	築30～39年	築40～49年	築50年以上	計
棟数	91棟 (214)	240棟 (453)	527棟 (725)	656棟 (513)	357棟 (69)	1,871棟 (1,974)
割合	4.9% (10.8)	12.8% (23.0)	28.2% (36.7)	35.0% (26.0)	19.1% (3.5)	100.0%

※（）内は、平成26年3月末現在の数値。

築後30年以上の建物の割合  
R3.3:82.3%【約8割】  
(H26.3:66.2%【約7割】)

第2章 県有建物の現状と課題

1 県有建物の現況

(2) 耐震化の状況

「県有建築物の耐震化整備プログラム」によれば、令和4年4月1日現在、耐震改修が未実施の県有建築物は38棟（公営企業を除く）となっています。

このうち、本計画により、整備方針が定まっている建物を除いた7棟について、対応方針を検討しております。

引き続き、本計画に基づき、大規模改修や建替えなどの建物整備に併せ、県有建物の耐震化を図っていきます。

図表4 対応方針が検討中になっている建物

部局	棟数(計7)	内 訳
知事部局	4	保健医療大学(体育館)、千葉リハビリテーションセンター(独身寮)、中央博物館(大多喜城分館)、総合スポーツセンター(宿泊研修所)
教育庁	3	北総教育事務所(3)

また、消防庁の「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書」によれば、令和3年10月1日現在の本県の防災拠点となる庁舎92棟のうち、耐震済の建物は76棟となっており、耐震改修が未実施の建物は16棟です。

このうち、本計画により、整備方針が定まっている建物などを除く、総合スポーツセンター(宿泊研修所)1棟について、対応方針を検討しております。

図表5 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査

(消防庁調査、令和3年10月1日現在)

都道府県	全棟数	耐震化推進状況	
		耐震済棟数	耐震率
千葉県	92	76	82.6%

修正案

2 長寿命化対策を進める上での課題

[県有建物の全般的な課題]

(1) 事後保全対応から計画保全への計画的な切替え

図表6 千葉県の人口

年	S50	H29	R2	R7	R12(推計)
人口	414.9万人	625.6万人	628.4万人	627.7万人	617.9万人
比較	—	+50.8%	+0.5%	▲0.1%	▲1.6%

※S50, H29, R2, R7…総務省統計局「国勢調査」、千葉県「毎月常住人口調査」  
R12…国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

(2) 社会が求める建物性能への対応

近年、地震や台風、豪雨などの自然災害が頻発化・激甚化する中、県有建物には、災害対策拠点や初動対応機関、指定一般避難所、一時滞在施設などの防災施設としての機能を十分に発揮することが強く求められています。県民の命とくらしを守るため、大規模災害等に対して迅速かつ的確に対応できるよう、県有建物の耐震性の確保や安全性を高める取組など防災機能の強化が不可欠です。

また、県有建物は、県民への行政サービスの場として、誰もが安全かつ快適に利用できる空間であることが求められるため、整備に当たっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を通じた、多様性を尊重した環境づくりも必要です。

さらに、脱炭素社会の実現に向け、環境負荷の低減に配慮した県有建物の整備が求められており、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策などに取り組むことも必要です。

第3章 長寿命化対策の基本的な考え方

社会保障経費の増大等による厳しい財政状況の中にあっても、様々な課題に的確に対応していくため、人口減少や人口構造の変化も踏まえ、市町村との役割分担などにも留意した上で、中長期的に必要な施設を見極め、県民に必要なサービス・機能を提供していかなくてはなりません。

このため、出先機関等の県有建物それぞれが持つ特性に十分配慮しながら、大規模改修や建替え等の建物整備、計画保全への早期移行を進めることで、これまでの事後保全対応から計画保全へ計画的に切り替えていくとともに、防災施設として位置付けている県有建物については、その機能が果たせるように整備していくことを基本的な考え方とします。

また、県有建物の整備に当たっては、平時と災害時を問わず施設や物品等を活用するフェーズフリーの考え方を取り入れながら検討するとともに、県有建物の総量の適正化にも取り組んでいきます。

1 県有建物の整備計画の作成等

(1) 県有建物の整備計画に位置付けるに当たり、次のステップを経て、整備手法等について検討

- ・ステップ1 《施設・組織のあり方、方向性の検討》
- ・ステップ2 《老朽化状況の把握・施設の課題の整理・優先順位の考え方》
- ・ステップ3 《既存施設の活用・整備手法の検討》

現行

2 長寿命化対策を進める上での課題

[県有建物の全般的な課題]

(1) 事後保全対応から計画保全への計画的な切替え

図表6 千葉県の人口

年	S50	H29	R2	R7(推計)	R12(推計)
人口	414.9万人	625.6万人	628.4万人	623.3万人	614.0万人
比較	—	+50.8%	+0.5%	▲0.8%	▲1.5%

※S50, H29, R2…総務省統計局「国勢調査」、千葉県「毎月常住人口調査」  
R7, R12…千葉県「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」

(2) 社会が求める建物性能への対応

県有建物の整備は昭和50年代に集中して行われ、現在に至るまで、昭和56年6月の旧耐震基準から新耐震基準への移行や、平成18年6月の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定によるバリアフリーの促進、平成26年4月の特定天井に対する新たな安全基準など、社会が求める建物の性能水準が上がっています。

本県では県立学校の耐震化は完了したものの、庁舎等の耐震化や特定天井への対策が未対応な建物も一部残っています。県有建物は、災害対策拠点や初動対応機関、指定一般避難所、一時滞在施設などの防災施設の役割を担うとともに、市町村の庁舎が被災した場合の補完機能も求められていることから、引き続き、計画的に耐震化等を進めていきます。

また、福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリーの整備、トイレの洋式化など施設利用者の快適な環境づくりも課題となっています。

さらに、令和2年10月に国において、2050年カーボンニュートラル宣言がなされ、本県でも、脱炭素化社会の実現に向け、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入などを進めていくこととしており、これらの課題についても、引き続き、取り組んでいきます。

第3章 長寿命化対策の基本的な考え方

社会保障経費の増大等による厳しい財政状況の中にあっても、様々な課題に的確に対応していくため、人口減少や人口構造の変化も踏まえ、市町村との役割分担などにも留意した上で、中長期的に必要な施設を見極め、県民に必要なサービス・機能を提供していかなくてはなりません。

このため、出先機関等の県有建物それぞれが持つ特性に十分配慮しながら、大規模改修や建替え等の建物整備、計画保全への早期移行を進めることで、これまでの事後保全対応から計画保全へ計画的に切り替えていくとともに、防災施設として位置付けている県有建物については、その機能が果たせるように整備していくことを基本的な考え方とします。

また、同時に県有建物の総量の適正化にも取り組んでいきます。

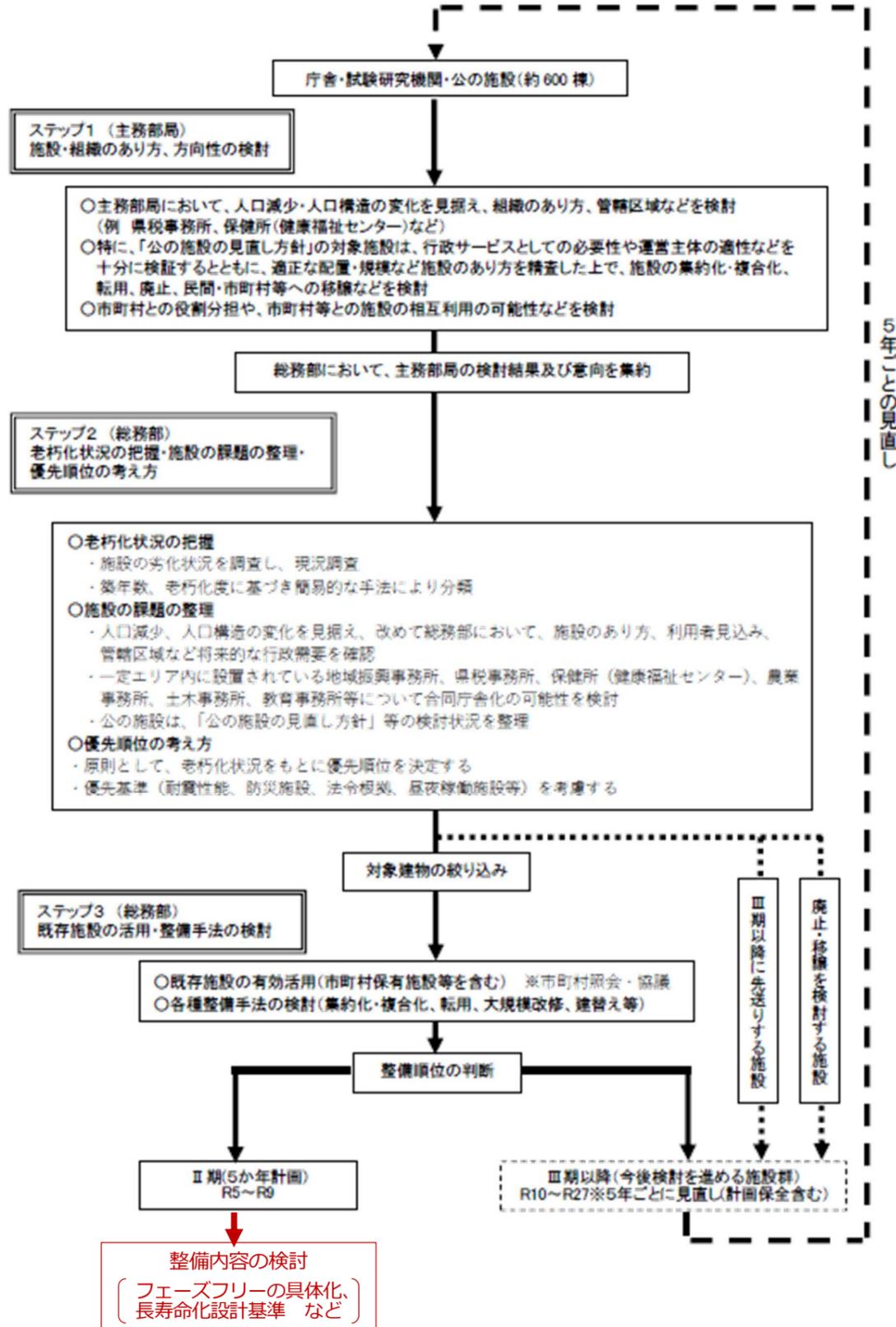
1 県有建物の整備計画の作成等

(1) 県有建物の整備計画に位置付けるに当たり、次のステップを経て、整備手法等について検討

- ・ステップ1 《施設・組織のあり方、方向性の検討》
- ・ステップ2 《老朽化状況の把握・施設の課題の整理・優先順位の考え方》
- ・ステップ3 《既存施設の活用・整備手法の検討》

修正案

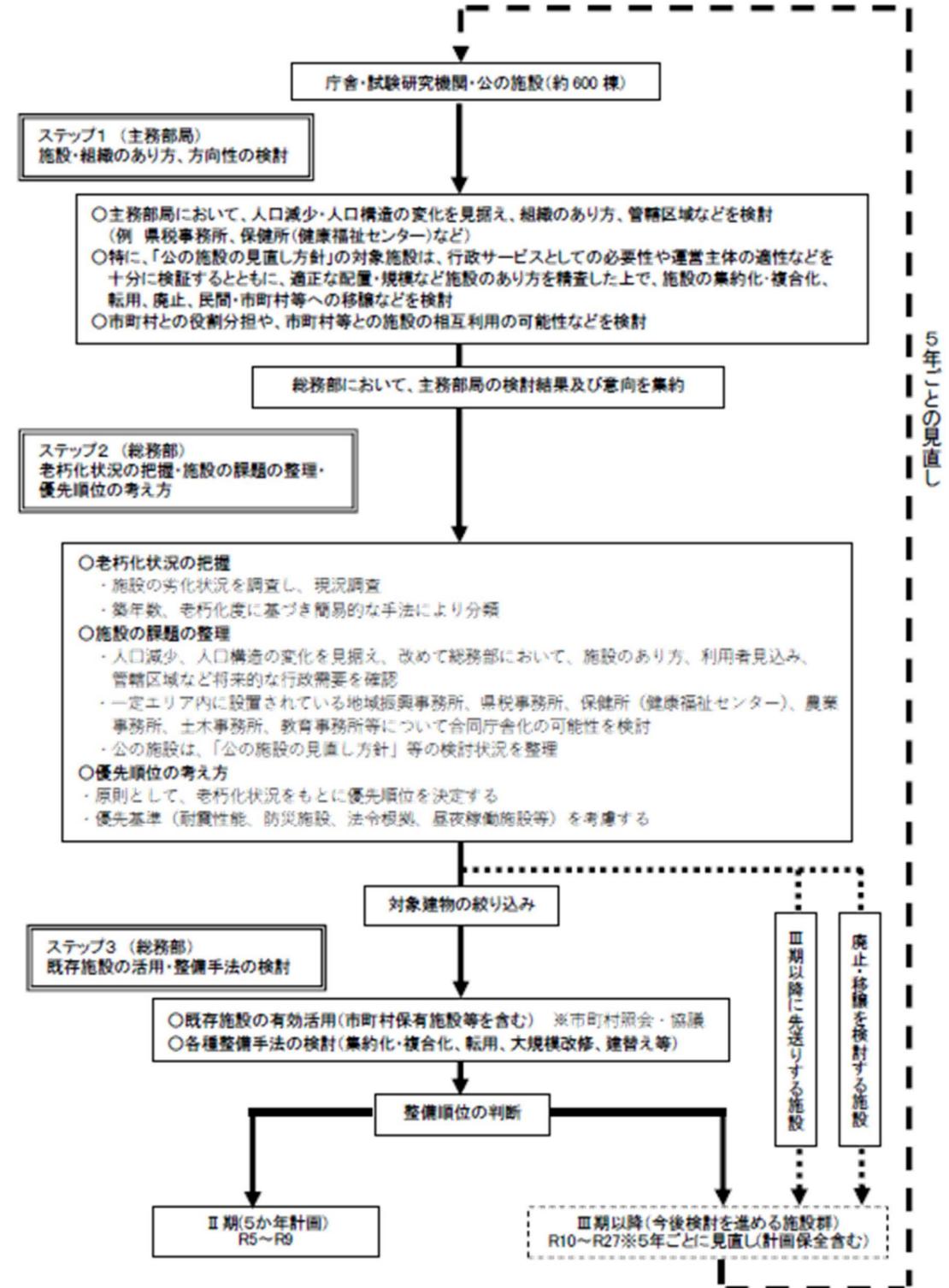
整備計画検討フロー  
【庁舎・試験研究機関・公の施設】



\*【県立学校施設】【警察施設】に係る検討フロー図も同様に見直し

現行

整備計画検討フロー  
【庁舎・試験研究機関・公の施設】



修正案

(2) 県有建物の整備に係る優先度評価  
 県有建物の整備に当たっては、単に老朽化度のみにより整備順位を決定するのではなく、県民ニーズを十分踏まえたものとなるよう検討する必要があります。  
令和6年度の県政に関する世論調査では、県政への要望として、「災害から県民を守る」、「高齢者の福祉を充実する」、「次世代を担う子供の育成支援を充実する」などの項目が上位を占めています。

4 大規模改修・建替え等の建物整備に当たって

(1) 長寿命化設計基準の適用

県有建物の整備計画に基づき、建物の大規模改修・建替えを行うに当たり、目標使用期間内における性能水準を確保するため、最も合理的な設計の方針及び具体的な設計の基準等を示す「千葉県県有建物長寿命化計画に係る長寿命化設計基準」(令和2年3月策定、令和5年6月改正)を策定しました。

(略)

・省エネルギー、省資源

再生可能エネルギーの導入等も含め環境負荷の低減に対応する。

(2) 県有建物が有すべき基本的性能水準等

[留意すべき事項]

県有建物の整備に当たっては、近年の頻発化・激甚化する自然災害に対応する取組が求められており、また、多様性の尊重や脱炭素化などの社会的要請を踏まえた取組も必要です。

そこで、基本的な性能項目に加え、以下の事項に留意し、取組を推進していきます。

④ へ ←

① 防災対策

災害時に防災施設となる建物については、耐震対策はもとより、機能不全に陥らないよう、果たすべき役割に応じて、非常用電源設備や防災井戸の設置、受水槽の給水口取付など、災害に備えた建物整備に努めます。

市町村の指定一時避難所や指定福祉避難所に指定されている建物については、断熱性能の向上、空調設備や非常用電源設備の設置など、指定一般避難所等としての役割が十分に果たせる建物となるような整備に努めます。

② フェーズフリー

防災拠点となる合同庁舎の整備においては、災害時において大規模な会議スペースへの転用を可能にする可動式の間仕切りの設置や、停電時にも利用可能な蓄電池を備えた太陽光発電の設置など、平時と災害時を問わず施設や物品等を活用するフェーズフリーの考え方を踏まえた対応を進めているところです。

県有建物の整備においては、施設の役割に応じて、平時と災害時を問わず利便性や安全性を確保できるよう、引き続き、フェーズフリーの考え方を取り入れながら整備内容を検討します。

現行

(2) 県有建物の整備に係る優先度評価  
 県有建物の整備に当たっては、単に老朽化度のみにより整備順位を決定するのではなく、県民ニーズを十分踏まえたものとなるよう検討する必要があります。  
令和3年度の県政に関する世論調査では、県政への要望として、「災害から県民を守る」、「高齢者の福祉を充実する」、「次世代を担う子供の育成支援を充実する」などの項目が上位を占めています。

4 大規模改修・建替え等の建物整備に当たって

(1) 長寿命化設計基準の適用

県有建物の整備計画に基づき、建物の大規模改修・建替えを行うに当たり、目標使用期間内における性能水準を確保するため、最も合理的な設計の方針及び具体的な設計の基準等を示す「千葉県県有建物長寿命化計画に係る長寿命化設計基準」(令和2年3月)を策定しました。

(略)

・省エネルギー、省資源

再生可能エネルギーの活用等も含め環境負荷の低減に対応する。

(2) 県有建物が有すべき基本的性能水準等

[留意すべき事項]

基本的な性能項目に加え、脱炭素化などの社会情勢等を踏まえ、以下の事項に留意し、取組を推進していきます。

① 環境対策

(略)

② 防災対策

災害時に防災施設となる建物については、耐震対策はもとより、機能不全に陥らないよう、果たすべき役割に応じて、非常用電源設備や防災井戸の設置、受水槽の給水口取付など、災害に備えた建物整備に努めます。

市町村の指定一時避難所や指定福祉避難所に指定されている建物については、断熱性能の向上、空調設備や非常用電源設備の設置など、指定一般避難所等としての役割が十分に果たせる建物となるような整備に努めます。

(新規)

修正案

- ③ ユニバーサルデザイン・バリアフリーの導入  
 平成8年3月に制定した「千葉県福祉のまちづくり条例」や平成17年3月に策定した「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」に基づき、ユニバーサルデザイン化の総合的な推進を図っています。  
 県有建物の整備においては、施設ごとの特性等を考慮して、誰もが安全かつ快適に利用できるように整備を進めてきたところであり、引き続き、条例の「整備基準」や整備指針等に基づく施設の計画、設計、施工等の一層の推進に努めます。
- ④ 環境対策  
 ・「千葉県庁エコオフィスプラン」に基づく取組の推進  
 ≪再生可能エネルギーの導入≫  
 地球温暖化対策を推進するため、原則として、今後、新築・建替えを予定している県有建物については、その工事の際に太陽光発電設備などの再生可能エネルギーを導入し、大規模改修を予定している県有建物については、構造等を考慮した上で設置可能な場合に導入していきます。  
 ≪省エネルギー対策≫  
 二酸化炭素排出削減に向けて、県有建物のエネルギーコスト縮減・適正化を図るため、照明を全てLED化するなど省エネルギー機器の導入を進めます。  
 また、建築物を新築する場合は、当面、原則ZEB Oriented相当以上（30%又は40%の省エネ）とし、建築物における省エネルギー性能の向上を目指します。  
 ≪電気自動車用充電器の設置検討≫  
 県有建物に配備されている公用車に積極的に電気自動車を導入するための基盤整備として、県有建物の新築、改修の際に電気自動車用充電器の設置又は設置できるような電線用埋設配管や電源等の整備について検討します。
- ・雨水利用施設の設置検討  
 新築の場合、「雨水の利用の推進に関する法律」に基づき、原則として建物の最下階床等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、自らの雨水の利用のための設備が設置できるかどうかを検討します。
- ⑤ デジタル技術を活用した多様で柔軟な働き方等に対応する環境整備  
 県では、デジタル技術を活用した「多様で柔軟な働き方」や「スマート県庁への転換」を進めていくことから、県有建物の整備に当たっては、デジタル技術の効果的な活用に資する通信基盤や、多様で柔軟な働き方等に対応する執務スペース等の環境整備について、検討します。
- ⑥ 木材利用促進による建物整備  
 「千葉県内の建築物等における木材利用促進方針（平成23年3月策定、令和5年3月改正）」に基づき、県が整備する公共建築物においては、内装等の木質化など木材利用の推進を図っています。

現行

- ③ ユニバーサルデザイン・バリアフリーの導入  
 平成8年3月に制定した「千葉県福祉のまちづくり条例」や平成17年3月に策定した「千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針」に基づき、ユニバーサルデザイン化の総合的な推進を図っています。  
 県有建物の整備においては、施設ごとの特性等を考慮して、誰もが安全かつ快適に利用できるように整備を進めてきたところであり、引き続き、条例の「整備基準」や整備指針等に基づく施設の計画、設計、施工等の一層の推進に努めます。
- ① 環境対策  
 ・「千葉県庁エコオフィスプラン」に基づく取組の推進  
 ≪再生可能エネルギーの活用≫  
 地球温暖化対策を推進するため、原則として、今後、新築・建替えを予定している県有建物については、その工事の際に太陽光発電設備などの再生可能エネルギーを導入し、大規模改修を予定している県有建物については、構造等を考慮した上で設置可能な場合に導入していきます。  
 ≪省エネルギーの推進≫  
 二酸化炭素排出削減に向けて、県有建物のエネルギーコスト縮減・適正化を図るため、照明を全てLED化するなど省エネルギー機器の導入を進めます。  
 また、建築物を新築する場合は、当面、原則ZEB Oriented相当以上（30%または40%の省エネ）とし、建築物における省エネルギー性能の向上を目指します。  
 ≪電気自動車用充電器の設置検討≫  
 県有建物に配備されている公用車に積極的に電気自動車を導入するための基盤整備として、県有建物の新築、改修の際に電気自動車用充電器の設置又は設置できるような電線用埋設配管や電源等の整備について検討します。
- ・雨水利用施設の設置検討  
 新築の場合、「雨水の利用の推進に関する法律」に基づき、原則として建物の最下階床等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、自らの雨水の利用のための設備が設置できるかどうかを検討します。
- ④ デジタル技術を活用した多様で柔軟な働き方等に対応する環境整備  
 県では、デジタル技術を活用した「多様で柔軟な働き方」や「スマート県庁への転換」を進めていくことから、県有建物の整備に当たっては、デジタル技術の効果的な活用に資する通信基盤や、多様で柔軟な働き方等に対応する執務スペース等の環境整備について、検討します。
- ⑤ 木材利用促進による建物整備  
 「千葉県内の建築物等における木材利用促進方針（平成23年3月策定、令和5年3月改正）」に基づき、県が整備する公共建築物においては、内装等の木質化など木材利用の推進を図っています。

修正案

⑦ 民間資金とノウハウの利活用

県有建物の整備に当たっては、限られた財政状況の中、民間が有する資金や経営上のノウハウ、あるいは技術的能力、創意工夫等の知恵を活用した効率的な施設整備手法の検討として、「千葉県PPP／PFI手法活用ガイドライン」に基づき、PFI（Private Finance Initiative）手法の導入を優先的に検討します。

現行

⑥ 民間資金とノウハウの利活用

県有建物の整備に当たっては、限られた財政状況の中、民間が有する資金や経営上のノウハウ、あるいは技術的能力、創意工夫等の知恵を活用した効率的な施設整備手法の検討として、「千葉県PPP／PFI手法活用ガイドライン」に基づき、PFI（Private Finance Initiative）手法の導入を優先的に検討します。

第4章 県有建物の整備計画
2 県有建物の整備計画（Ⅱ期・Ⅲ期）

県有建物の整備計画

Table with 4 columns: 年度 (Year), 施設名 (Facility Name), 内容 (Content), 備考 (Remarks). Rows include Ⅱ期 (令和5～9年度) and Ⅲ期 (令和10～14年度) for various facilities like research centers and schools.

Ⅲ期 (令和10～14年度) (63施設・214棟)

Table with 4 columns: 年度 (Year), 施設名 (Facility Name), 内容 (Content), 備考 (Remarks). Rows include Ⅲ期 (令和10～14年度) for various facilities like research centers and schools.

第4章 県有建物の整備計画
2 県有建物の整備計画（Ⅱ期・Ⅲ期）

県有建物の整備計画

Table with 4 columns: 年度 (Year), 施設名 (Facility Name), 内容 (Content), 備考 (Remarks). Rows include Ⅱ期 (令和5～9年度) and Ⅲ期 (令和10～14年度) for various facilities like research centers and schools.

Ⅲ期 (令和10～14年度) (65施設・216棟)

Table with 4 columns: 年度 (Year), 施設名 (Facility Name), 内容 (Content), 備考 (Remarks). Rows include Ⅲ期 (令和10～14年度) for various facilities like research centers and schools.

修正案

(参考) I期の事業費の**実績** (単位:百万円)

区分	I期					合計
	H30	R1	R2	R3	R4	
行政施設・公の施設	8,899	7,427	4,539	5,109	<u>7,673</u>	<u>33,647</u>
県立学校	4,017	6,256	4,983	4,853	<u>2,935</u>	<u>23,044</u>
警察施設	1,982	3,239	3,802	2,539	<u>3,145</u>	<u>14,707</u>
単年度計	14,898	16,922	13,324	12,501	<u>13,753</u>	<u>71,398</u>

(計画策定・改定履歴)

- ・平成29年11月 策定
- ・令和 5年 3月 改定
- ・令和 8年 3月 改定

現行

(参考) I期の事業費の**実績見込み** (単位:百万円)

区分	I期					合計
	H30	R1	R2	R3	R4	
行政施設・公の施設	8,899	7,427	4,539	5,109	<u>8,718</u>	<u>34,692</u>
県立学校	4,017	6,256	4,983	4,853	<u>4,028</u>	<u>24,137</u>
警察施設	1,982	3,239	3,802	2,539	<u>3,467</u>	<u>15,029</u>
単年度計	14,898	16,922	13,324	12,501	<u>16,213</u>	<u>73,858</u>

※H30～R3は実績額、R4は最終予算額

(計画策定・改定履歴)

- ・平成29年11月 策定
- ・令和 5年 3月 改定